

施設型給付費について (令和6年度における変更点等)

令和6年3月

札幌市子ども未来局施設運営課

施設型給付について（令和6年度における変更点等）

① 4・5歳児の職員配置基準を30対1から25対1へと改善したときの加算措置 （対象種別：保、認、幼）

4・5歳児の職員配置基準を30対1から25対1へと改善したときに、それに対応する加算措置を設ける。ただし、チーム保育推進加算やチーム保育加配加算を取得している施設は、25対1以上の配置が実現可能となっているため、当該加算の対象外。

② 処遇改善等加算に関する提出書類を簡素化 （対象種別：保、認、幼、小、家、事）

処遇改善等加算Ⅰ～Ⅲの計画書の提出を原則廃止（代わりに賃金改善を行う旨の誓約書を提出）。

「賃金改善を行う旨の誓約書」の様式や記載方法について現在検討中です。
詳細が決まりましたら通知予定ですのでお待ちください。



施設型給付について（令和6年度における変更点等）

③主任保育士専任加算等の要件の見直し

（対象種別：保、認、幼）

0歳児3人以上の利用に係る要件について、①0歳児の利用定員が3人以上あり、かつ、②0歳児保育を実施する職員体制を維持し、③地域の親子が交流する場の提供や子育てに関する相談会を月2回以上開催している場合、前年度に要件を満たしていた月（令和5年度に特例の適用があった月を含む）については、要件を満たしたものと取り扱う。

（具体例）

	令和5年度									令和6年度								
	4月	5~8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5~8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
（例1）乳児 利用人数	0人	0人	1人	1人	1人	2人	2人	2人	2人	0人	0人	1人	1人	1人	2人	2人	2人	2人
	要件×									要件×（①～③に関わらず、適用無し）								
（例2）乳児 利用人数	0人	1人	2人	2人	3人	2人	2人	3人	3人	0人	0人	1人	1人	1人	2人	2人	2人	2人
	要件×				要件○※					要件×（①～③に関わらず、適用無し）					要件○（①～③を条件に適用）			

※令和5年度の特例の適用により要件を満たした場合も含む。

「0歳児保育を実施する職員体制を維持している」要件の確認方法や、加算項目適用申請書の記載方法について現在検討中です。詳細が決まりましたら通知予定ですのでお待ちください。



施設型給付について（令和6年度における変更点等）

④主任保育士専任加算等の要件の見直し（対象種別：保、認、幼）

幼児教育センター等と連携した園内研修の実施によっても取得できるよう要件を弾力化する。

⑤小学校接続加算の見直し（対象種別：保、認、幼）

小学校接続加算を取得するために施設が満たすべき要件を二段階立てとして、下記要件（※） i～ii を満たした場合を一段階目、下記要件 i～iii を満たした場合を二段階目とするとともに、加算額の見直しを行う。

- ※要件 i 小学校との連携・接続に関する業務分掌を明確にすること。
- ii 授業・行事、研究会・研修等の小学校との子ども及び教職員の交流活動を実施していること。
- iii 小学校と協働して、5歳児から小学校1年生の架け橋期のカリキュラムを編成・実施していること。

「幼児教育センター等と連携した園内研修の実施」要件、要件 i～iii の確認方法、加算項目適用申請書の記載方法について現在検討中です。
詳細が決まりましたら通知予定ですのでお待ちください。



施設型給付について（令和6年度における変更点等）

⑥ 処遇Ⅱに係る研修修了要件の必要時間数の段階的な引上げ

（対象種別：保、認、幼、小、家、事）

令和6年4月から副主任保育士・中核リーダー等が処遇Ⅱ加算を受けるためには令和5年度末（令和6年3月末）までに2分野or30時間の研修受講が完了していることが要件となる。

⑦ 処遇Ⅱに係る研修修了要件の適用開始

（対象種別：保、認、幼、小、家、事）

令和6年4月から職務分野別リーダー・若手リーダーが処遇Ⅱ加算を受けるためには令和5年度末（令和6年3月末）までに1分野or15時間の研修受講が完了していることが要件となる（こちらは要件の引き上げ予定なし）。

○令和6年（2024年）3月31日までに、研修を修了していないことで、加算額が配り切れず、加算要件を満たさなくなる場合は、令和6年（2024年）4月以降、加算が取得できなくなります。

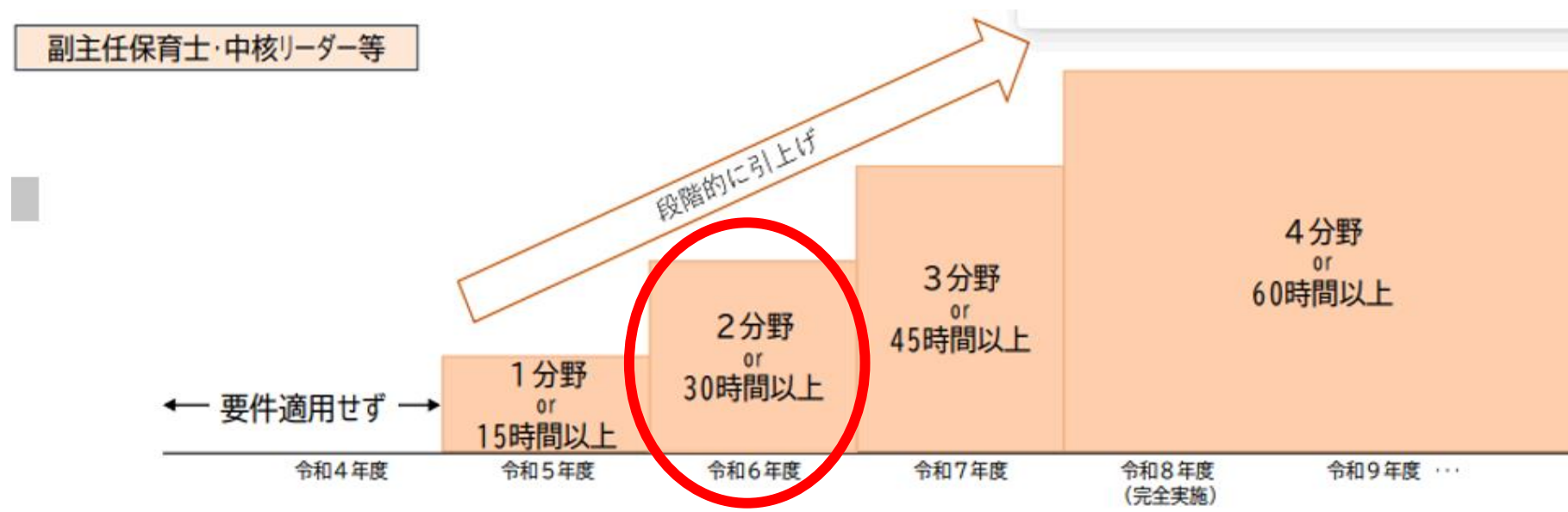
人数A（副主任保育士・中核リーダー等） 2分野又は30時間以上

人数B（職務分野別リーダー・若手リーダー） 1分野又は15時間以上

◆研修修了要件の必要時間数の段階的な引き上げイメージ

(対象種別：保、認、幼、小、家、事)

副主任保育士・中核リーダー等が処遇Ⅱ加算を受けるために必要な研修時間数は段階的に引き上げされます。計画的に受講を進めていただくようお願いいたします。



◆修了すべき研修及び分野（対象種別：保、小、家、事）

研修分野		副主任保育士	専門リーダー	職務分野別リーダー
専門分野別研修		専門分野別研修のうち3つ以上の研修分野	専門分野別研修のうち4つ以上の研修分野	職務分野別リーダーとして担当する職務分野に対応する分野を含む1つ以上の研修分野
乳児保育				
幼児保育				
障害児保育				
食育・アレルギー対応				
保健衛生・安全対策				
保護者支援・子育て支援				
マネジメント研修		必須	×（注）	×（注）
保育実践研修		×（注）	×（注）	×（注）

◆修了すべき研修及び分野（対象種別：認、幼）

研修内容	副主幹保育教諭 （認定こども園） 中核リーダー （幼稚園）	専門リーダー	若手リーダー
教育及び保育の質を高めるための知識・技能の向上を目的としたもの	合計60時間以上（うち、マネジメント研修15時間以上）	合計60時間以上	合計15時間以上

（注）施設種別、発令種別により対象となる研修分野や必要時間数が異なります。詳しくは取扱要領、FAQ等にてご確認ください。

・各種資料

◆全国こども政策関係部局長会議（令和5年度）（令和6年1月17日開催）

子ども家庭庁HP：<https://www.cfa.go.jp/councils/kodomoseisaku-bukyokuchokaigi/>



ホーム>会議等>審議会・検討会・研究会等>全国こども政策関係部局長会議
>全国こども政策関係部局長会議（令和5年度）>資料>・【資料4】子ども家庭庁支援局

資料

- [【資料1】子ども家庭庁長官官房（PDF／6,699KB）](#)
- [【資料2】子ども家庭庁長官官房参事官（会計担当）（PDF／5,960KB）](#)
- [【資料3】子ども家庭庁長官官房総務課支援金制度等準備室（PDF／520KB）](#)
- [【資料4】子ども家庭庁成育局（PDF／25,739KB）](#)
- [【資料5】子ども家庭庁支援局（PDF／16,759KB）](#)
- [【資料6】文部科学省総合教育政策局（PDF／9,797KB）](#)
- [【資料7】文部科学省初等中等教育局（PDF／2,420KB）](#)
- [【資料8】文部科学省高等教育局（PDF／1,563KB）](#)
- [【資料9】厚生労働省社会・援護局（PDF／1,115KB）](#)
- [【追補】子ども家庭庁成育局（PDF／220KB）](#)

※公開時から、一部資料（P4）を追加しております。